

## 令和5年度 第1回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時	令和5年5月17日(水) 13:30～15:20
会 場	仙台市役所本庁舎2階 第3委員会室
出席委員	稲葉 雅子委員、小林 淑子委員、佐々木慎太郎委員、 菅原 正和委員、高山 秀樹委員、恒松 良純委員、 並木 直子委員、平井 百香委員、不破 正仁委員、 堀 繁 委員
仙台市	都市整備局長、浅野次長、京谷次長、今村次長、計画部長、総務課長 青葉区街並み形成課、宮城野区街並み形成課、若林区街並み形成課 太白区街並み形成課、泉区街並み形成課
事務局	都市整備局計画部都市景観課 財政局理財部本庁舎整備室 都市整備局公共建築住宅部営繕課

### 【議 事】

#### 1. 開会

#### 2. 議事

##### <審議事項>

- ・良好な景観の保全・創造について

##### <報告事項>

- ・屋外広告物ガイドラインにかかる部会検討状況について
- ・仙台市役所本庁舎整備事業にかかる公共的空間協議について

#### 3. 閉会

### 【議事録】

#### 1. 開 会

○司会（都市景観課 大友係長）

ただいまより令和5年度第1回仙台市景観総合審議会を開催いたします。

先ほど会長からご連絡がありまして、新幹線の不具合で30分ほど到着が遅れる見込みとのことです。

会長が到着されるまでの間は、恒松副会長に進行をお願いいたします。

本日は杉山委員より欠席とのご連絡をいただいております。

不破委員、小林委員におかれましてはウェブで出席をいただいております。

—配布資料確認—

#### 2. 議 事

##### <審議事項>

- ・良好な景観の保全・創造について

○司会

それではこれより景観総合審議会の議事に入ります。

本日の景観総合審議会の出席の状況ですが、委員 11 名中 9 名の出席でございますので、景観法等の施行に係る規則第 31 条第 2 項の規定により、会議が成立しております。

ここからの進行につきましては、当規則第 1 条第 1 項の規定によりまして、恒松副会長に議長をお願いいたします。

○恒松副会長

はい、それでは進行を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは議事に入る前に、今回の議事録の署名ですが、会長と名簿順ということで小林委員にお願いしたいと思います。

本日は審議事項が 1 点と報告事項が 2 点となっております。

初めに審議事項の「良好な景観の保全・創造について」となりますので事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市景観課 菅原主任）

—資料 1 により説明—

○恒松副会長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました「良好な景観の保全・創造について」、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

○稲葉委員

今後の取り組みの①について考え方についての提案なのですが、ビューポイントを指定する新制度を創設するということに対し、仙台市で行っているいろいろな事業と連携ができないだろうかというのが一つ目です。例えば、建設局の「わがまち緑の名所百選」や地域ブランドを作っている定禅寺通や青葉通と今回のビューポイントで何か連携ができないかということです。

二つ目ですがこの新しい制度を作った先の目標です。観光客など交流人口を増やしていくことが大きな目標であるということですのでよろしいのですよね。それであれば、市民の力とともに観光客を迎えるような作戦を立てていなければいけないと思います。その辺りの落としどころを明確にして、ビューポイントを探していただけるといいと思いました。

○事務局（菅原主任）

まず一つ目の仙台市で既に行われている事業との連携についてですが、例示された緑の名所百選などにつきましては、まさに今、事務局で取り組もうとしているビューポイントの「見る対象」に、名所百選で指定されているところが出てくるかと思っておりますので、そういったものについては、名所百選でも指定されているものの、良好なビューポイントはこちらです等、そういう連携について考えていきたいと思っております。定禅寺通、青葉通の地域

ブランドの創出に関する取り組みについても、ビューポイントの観点から何かできることがあるかについては今後検討して参りたいと思います。

また二つ目の新しい制度での目標についてですが、事務局といたしましては都市計画マスタープランで掲げる、楽しむ場所としての選ばれる都市というところに繋がる取り組みと考えておりますので、そういった観点から交流人口の拡大に寄与していきたいというところが、まず明確な目標としてあります。

そういったところも踏まえて、今後しっかり検討して参りたいと思います。

#### ○菅原委員

ビューポイントを指定することは確かにいい取り組みだと思います。インスタグラムなどの SNS をもとに観光に来るのは非常に多いので、そういう視点を取り入れるのはまず良いと思うのですが、市民からの募集の場合、人々の感性によって見る角度が変わって見方も変わると思います。それを何か強制するような形に見える思いがしたものですから、その辺の自由度はどのように考えていますか。

#### ○事務局（菅原主任）

決して強制するものではないというところはまず一つあります。周知の仕方については強制ではないというところに気をつけて考えていきたいと思います。

#### ○菅原委員

100 人が 100 人良いというビューポイントはないので、注意していただければと思います。ただインスタ映えするスポットはいろいろあり、募集した際に提案が多かったところは、多分いい場所だと思うので、そういうところとかも提示しながら、逆に裏バージョンのようなスポットもあつたら面白いのではないかと思います。

#### ○並木委員

市民からの募集は公平性という意味においてはいいのかもしれないのですが、雑誌を作っていた経験上、市民の声というのは、良いようでいて実はあまり面白くないと感じることもあります。市民からは一般的なものが上がってくることが多く、隠れた名店を出して欲しいがチェーン店を美味しいと推してくることがあるなど、必ずしもその市民が選ぶものが面白いものにも繋がるとは限らないことも考慮する必要があります。

また、別の懸念事項としては、ビューポイントを指定後、人がたくさん集まってきて展望台や駐車場の整備状況は大丈夫だろうかという心配と、例えばロープウェイや森の中の散策路などビューポイントまでを楽しめるルートの検討など、様々なものを検証していくために行政主導のスマールスタートも有効ではないかと思っています。

#### ○事務局（菅原主任）

一つ目の市民募集だけの選定につきましては、まずは市民参加型で決めていきたいというところがあります。ただ、そのやり方についても、いただいたご意見も踏まえながら、しっかり検討していきたいと思います。

二つ目の人が集まりすぎることの弊害というご意見につきましても、選定していく場所はケースバイケースでの対応となる点があるかと思うのですが、まず選考するにあたっては、ご提案いただいたビューポイントがアクセス性の面でどうなのか、周辺環境の整備状況、観光としての要素があるのかどうかなど、様々評価しなければいけないところというのが出てくると思います。

今後作成する指定方針の中でしっかり検討した上で、ビューポイントの選定に向けて考えを固めていきたいというふうに考えています。

#### ○平井委員

ビューポイントという言葉が気になっています。説明をお伺いすると、ある通り全体の指定や、橋の指定等もあるかと思うのですが、ポイントと言ってしまうと、局所的な、ある一点の場所をイメージしてしまったりもします。市民からご意見を集めるときに、ビューポイントといったときにどういうものをイメージされるかを踏まえて何と呼ぶかについてはもう少し検討してもいいと思います。

#### ○事務局（菅原主任）

市民募集に関して、局所的にとらえられないためにも、まず丁寧な説明をしなければいけない取り組みであるとまず考えています。

どういったものを募集したいかということにつきましても、しっかり下調べなどをして、具体的に例示しながら、分かってもらいやすい意見募集ができるように取り組みたいと考えています。

#### ○堀会長

遅れてすみませんでした。

今の議論を伺っていて、景観、或いはそのビューポイントというものが、やはりまず理解されるということが重要だと思います。

何となくはもちろん景観は分かっているし、視点、ビューポイントも分かっていますが、市民が本当に分かっているかは、やはり常にいつでも啓発しなければいけないと思います。参考の事例というのはこういうことなのかというのは分かりやすいので、今選んだ写真を見ていただきたいと思います。

こちらから眺める、これが視点です。景観とは見えているものではなくて、見る場所で価値が決まります。大事なことは、すばらしい眺めであれば、見る場所、ビューポイントを整備するのが世界の常識ということです。そこを、仙台市がもう一回真剣に改めて考える契機になればいいと思います。

面的な景観やシークエンシャルな景観、いろいろあるのですが、基本はある場所からの眺め、シーン景観です。それが全ての景観の基本です。

そのシーンの時に、我々は見えているものではなくて、見ている場所の魅力で景観を決めるので、見ている場所の整備が重要なのです。

今の写真の先に行くと大西洋が眺められる場所があります。これはまさに視点場ですね。アプローチから含めて、すごく気合い入れて整備するということを見てもらいたいです。

これをやらないと景観にならないのです。仙台市はこれに勝っているのでしょうか。

ここはコモ湖です。暗くて見えにくいかもしれませんが、ゆっくりリラックスして眺める視点を作っていますね。

ローザンヌ、レマン湖です。湖があることが重要なのではなく、広瀬川に対し、さあどうぞ見てくださいという、視点の整備が重要です。これをやはりもう1回改めて、自ら問い直し、市民にも問い掛ける、そういう契機にしていきたい。

なかなかこういう場所は仙台市にないと思いますが、市民が見つめてきて、これが良いと言うのであれば、基本的には良いのだと思います。我々が文句つけるような筋合いはない。

もちろんその前提として、迷わないように基準を明確にして、例示もつけ、こうこういう観点でこういうふうなことを選んでくださいと示したうえで、市民がこれは私たちににとって大事なのだと言え、それを大事じゃないと我々が言うのはいかがかというふうには思います。

ヴェルツブルグです。視点を整備し、さあうちのまちを眺めてくださいというメッセージを感じます。このようなことをどのぐらい意識して仙台市は視点を作ってきたか。これを問いたいのです。新しい景観というのは、実は視点をつくる度にどんどん生まれるのですね。だから、景観というのは、今の我々がつくるものなのですよ。

仙台城はつくれません、広瀬川はつくれません。それは我々の先輩方ご先祖さんが作ってくださった大事なものです。それに対して景観は、視点を与える仕事ですからできるのです。こういう風につくればいいのですよ。

シュトゥットガルトですね。シュトゥットガルトのまちを眺める公園を作って、これつま先下がりという良好な景観の大原則なのですが、そういう場所に、視点を設けている。

何度もお話しておりますように、これまでの仙台市の景観形成は、マイナスの未然防止、悪くしないように悪くしないようにとやってきたのですね。それで私が会長にならせていただいてから、攻める、良くする景観で良い所だなんて思われるようにいろいろやっています。

視点をもう1回見詰め直して、ちゃんと良い景観を創り直す、そういう契機になったらいいと思っています。

ドイツですが、どこの田舎町に行っても、こういうふうにおらが村を見てくださいと伝わる、これが普通なのです。それだけ我々はちゃんと景観というものを、視点と視対象の関係というものを、きちんと考えてやってきたらどうか。マイナスの未然防止という観点ではそういうのはないのですよね。これはまさにいいものをつくるプラスの付加、仙台市を良くしていこうと、そういう取り組みなのではないかと思うのです。

これもコモ湖ですね。ベンチを置いているだけです。でも、いいところに来たなって思うと思います。これも常々言っていますが仙台市はベンチが少ないのですよね。もう少し「仙台を見てほしい」という取り組みがやれたらいいのではないかと思います。

これはパリのポンデザールです。パリの芸術橋と言われていますが、ポンデザールの真ん中に、まさにベンチがたくさん置いてあって、そこからセーヌ川の眺めを見るようになっています。

広瀬川を眺めるところがどれぐらいあるかなと思います。これは丁寧に、きめ細かく取

り組んでいけば、あつという間にすごい景観がたくさん生まれるのは間違いありません。

ただ取り組まないといつまでたってもできませんから、そういう契機にさせていただければなと思います。

これもレマン湖で、ローザンヌの反対側ですが、さあみてよというメッセージが伝わります。眺める場所が非常に大事です。ベンチはやはり不可欠で、立って眺めるのはもってのほかです。

#### ○不破委員

並木委員がおっしゃっていたことに、もっともだと私も同意の意見を申し上げたいと思います。

市民参加型でやることはまず確実にやったほうが良いと私も思いますが、一番懸念されるのは、市民参加型で募集した意見を、議会等で180度転換して提示して、結果大変問題になった例があったことです。やはり最初に、市民参加型であって市民の意見を尊重するということを表明しながら、かつ、きちんと専門的な意見も入れながら審議をするのだということを明記しておく必要はあるのではないかと思います。

今日の仙台市のご説明の中では、その話は盛り込まれてなかったもので、やはりそれは、市民参加型が前提であったとしても入れる必要があるのではないかと思います。

もう一つ、景観のビューポイントの話なのですが、ぜひ気をつけていただきたいと思っているのが、景観学者の中村良夫が「景観とは、人間を取り巻く環境の眺めにほかならない」と唱えており、基本的には見るという関係で話を進めてきたとことに対して、広く、そういうふうな周知されてきているのですが、考え方としては少し古いと思っています。

例えば、残念なビューポイントを作ったことによって、大事なポイントがその新しいものによって損なわれるということがあります。つまり景観を大事にするときは、見ることを大事にするのではなくて、見られることも大事にしなければいけないということです。

見る・見られるという関係をきちんと意識しながら、ビューポイントを設定することが必要ではないかと思いますので、丁寧に議論を続けていくべきかと思っております。

#### ○事務局（計画部 門協参事兼都市景観課長）

本日ご提案したのは我々が取り組みたい方向性でございまして、今の並木委員、不破委員からいただいた市民意見のあり方ですとかそういったものにつきましては、できれば次回の審議会において、こういった考え方で進めたい、こういった選定基準で進めたい、こういったやり方で進めたいというものを、一度ご説明してその中でご議論いただきたいと思っております。

#### ○高山委員

いくつか質問・意見があります。

一点目は、これから取り組もうとされているこの新制度、何回か継続して実施していかれると思いますが、何点くらい指定するかなどの目標があるのかという質問です。

二点目は、今度は先ほどの堀会長のお話で、同じ景色でもアングル次第で全然違ってくる。ビューポイントとアングルって似たようなものだと思うのですが、そこは大切だと思

うので、そこが違うことによって、同じ景色でもすごくいい景色にとらえることもできれば、普通の景色にとらえてしまうということもあると思いますので、そういう意味でも非常にビューポイントというのは大事だと感じました。

三点目は、この中で景観重要建造物等についても課題としてあると思うのですが、これまでですと外観保全等の工事費の半額助成などを通じて歴史的建造物を保全してこられたと思います。資料1別紙を見ましても、指定されている建築物を所有する事業所は、なかなか厳しい業種だと思います。その所有者は、そこを保有・保全していくというのは、これから厳しくなると思いますので、誰か利用したい方にお貸しして、リノベーション等しながら、実際にただ建物が保全されるだけでなく利用がされてこそ、価値が生まれてくると思いますし、そこに新たな景観も生まれると思います。

資料のなかには、今後の取り組みの中で、利活用事例や手法を紹介するとあるのですが、例えばその所有者ではなく借りた人がリノベーションをする際の費用を補助するなど、この制度の中でフォローしてあげることによって、より所有者の負担が少なく有効活用することに繋がる、一つの手段になるのではないかというふうに思いました。それによってまちの賑わいが生まれることによって、景観の面でも良好になりますし、経済効果が高まるのではないかというふうに資料を見て感じました。

#### ○事務局（菅原主任）

1点目の新制度の指定件数や実施回数のところですが、指定方針を考えていく上で次回の審議会での事務局案をお示しした上でご議論いただけたらと考えております。

2点目がビューポイントで、そのアングルによっても、見る対象の評価が変わっていくのではないかというご意見ですが、ご意見のとおりでして、まずは、市民から募集をいただいたものについても、まずは見え方等を事務局でもしっかり検証した上で、指定に向けての基準などの整備を進めて参りたいと思っています。

3点目が、杜の都景観重要建造物の支援のあり方ですが、これまでの外観保全などへの支援は引き続きやっていきたいと思っています。支援のあり方では所有者の保有が重荷になっていても、リノベーションへの補助などを利活用されてこそというところは、最もなご意見ですので、そのあり方につきましても、併せて考えて参りたいと思っています。

#### ○稲葉委員

今お話があった杜の都景観重要建造物等の指定状況というところで、今8件指定されていると思うのですが、仙台市内で、これ以外に、ここは指定されてもいいのという物件はあるのでしょうか。それとも8件しかない状況なのでしょうか。

#### ○事務局（菅原主任）

数としては少ないかと思いますが、未指定のもので藩政期の面影を残すようなものはあると思っています。ただ、その調査が必要で、指定に値するかどうか、その指定に関しても、所有者の同意があつての指定となり同意が得られずに未指定のものなどもございます。

○事務局（門脇参事兼都市景観課長）

現在の8件の指定でございますが、これまで景観総合審議会の中でご議論いただきまして、優先すべき指定候補というのを15件いただきました。

そのうちすでに取り壊されているものや、所有者から同意が得られないものもあり、所有者から指定に同意が得られたもの8件は全て指定しているところでございます。

ただ一方で、また新たに今回の見る場所と見る対象とセットにして保全する新制度では、その見る対象で古くていいものがあれば、それを杜の都景観重要建造物に指定する可能性は残っていると、このように考えてございます。

○稲葉委員

ありがとうございます。石橋屋が閉店するということなのですが、この指定された建物としては引き続き存続するというのでいいのでしょうか。取り壊されてしまうことはないのですか。

○事務局（門脇参事兼都市景観課長）

石橋屋から相談を受けていますが、我々からお話できる状況にはなく、ただ我々の認識ではまだ最終的な取り扱いが決定されたものではないと受け止めています。

○恒松副会長

4点あります。

まず、取り組みの②ですが、利活用はわかるのですが、維持管理が重荷になっている方への利活用の事例手法が、具体的にどのようなことか分からなかったので、次回、お示しいただきたいと思います。

あと、先ほどもお話がありましたが、選定する際に、選ばれなかった方たちの提案がなぜ選ばれなかったのかを説明ができればいけないと思っています。全部が全部、指標で決まるわけではないのですが、ある程度の条件をオープンにして、誰が見てもそう判断できるということをお見せできないと不満が出ると思うので明確にしていきたいと思います。

それから、複数の委員からもお話がありましたが、ビューポイントについて、視点場を決めて、そこから見たら良い景観だというのもいいのですが、景観とは堀会長からもありましたがアプローチを含めてのシークエンシャルなものが大事だと思っています。場面はとても素敵で観光写真で見たとおりという場所がありますが、そこに行くまでが残念というまちは意外に多いので、ポイントのみであることはまず第一歩だと思うのですが、ポイントからアプローチまでのトータルの方向性も考えて欲しいという希望があります。

最後に、対象がまちから見た山など遠方なものとなった時に、そのまちのポイントと山の間には市街地が広がっているので、そこに建築の規制かけるのかという話になるかと思っています。開発では建物が建って見えていた山が見えなくなったという話はあちこちで聞くので、ポイントの維持保全は理解できるしそうしたいのですが、多分何かがあると思うので、市としてそのポイントをどうみんなに継承していくかの話になった時のために考えておいた方がいいと思います。妙案は今ないので、気になりました。



今多分すぐにといいことはないと申すのですが、検討に入れていただければと思います。

○不破委員

ものを選定するときの一つの基準として、これも並木委員のお話と重複するようなところもあるのですが、今回の事務局の説明では藩政期の面影を残すものをフューチャーしているようなところがあり、確かに大事ですが、実は藩政期のものを大事にしようと言っていた時代は、40年前ぐらいの話なのですよ。

それから3、40年経ってきて、今50年ぐらい経っている建物は歴史的建造物としても十分価値が出てきていて、場合によってはまちに散在している様々な要素が決して藩政期の面影を残していなくてもそのまちの色を作っている可能性があるのです、限定的な言葉遣いにしすぎない方がよいと思いますし、そればかりでは本質的なまちの面白みには繋がらないと思います。そこは選定の基準の中に入れておかなければいけないなと思っています。

○恒松副会長

これは杜の都景観重要建造物等の選定に関する基準ということによろしいですか。

○不破委員

景観としてまち並み全体も含めてです。藩政期の痕跡がなければ景観として魅力がないという感覚になってしまうのは良くないと思っているということであり、そうではないものもあるということです。

○堀会長

今の不破委員の意見に関連してなのですが、景観法の中にももちろんその景観重要建造物があるから入れているわけですが、本来建物というのは、文化財として把握すべきものではないかと思っています。

文化財だと、例えば明治の建物がどんどん重要文化財になっています。ご発言のとおり、例えば江戸をイメージさせるものだけではないということは、もう重々承知ですが、やはり建物は文化財でやるべきで、景観条例でやるべきことなのかどうかと思っています。やはりそれぞれの役割分担があると思います。

何度もお話ししているように、景観をよくすることを目指しているので、悪くせず、古いものを残そうというのは文化財で十分カバーできるのではないかと思っています。

今現在、杜の都景観重要建造物等に指定しているものは、それはそれで粛々とやるが、これから意欲的に景観条例の対象を、明治の建物、あるいは大正の建物、あるいは戦前の建物と、手を広げていくのは若干違うのではないかというのが個人の意見です。

○事務局（門脇参事兼都市景観課長）

不破委員のご意見に対して、我々の説明が足りなかったら申し訳なかったのですが、今回指定しようと思っているものは、建築時期にこだわらず、良好な景観、見る対象と見る場所をセットとした良好なものです。その中で、古い建物については、既存の補助制度もございますので、それも活用していきたいという所でございます。

恒松委員から4点ほど、ご意見ご質問をいただきました。

1点目、維持管理が重荷になっているという部分が分かりにくいのことに関しては次回お示しできればと思います。

2点目、指定の条件あるいは採点の基準、つまりなぜ選ばれないのか、について何か明確に分かるように、これはもっともなことと思っておりますので、これも次回お示ししてご議論いただければと思います。

それから3番目のシーン景観ではなく連続した景観が重要であるということについて、これがおそらく我々にとって一番難しいと思っております、ここはもう少し時間をいただきまして、検討させていただければと思います。

それから4点目、遠方のものを見た時に、見る場所と見る対象との間にある中のものの整備のお話もいただきましたが、これも基本的には視領域といいますか、見る場所と見る対象との間の空間が民有地の場合は、例えば極めて強い土地利用制限などをしない限りなかなか難しいという現実がございます。しかし例えば、仙台で言いますと、今回指定になるかどうか分かりませんが、例えば宮町通から見た東照宮ですとか、奥州街道から見た青葉神社といったような場合は、その見る場所から見る対象まですべて道路空間というケースもあるかと思えます。そういった場合は予算もあるのでなかなかすぐにやりますと言いくらい部分がございますが、無電柱化などの整備の可能性も含めて、取り組んで参りたいと考えてございます。

#### ○堀会長

可視領域の保全という話ですが、それはやはりマイナスの未然防止です。もちろんその重要性はよく分かるが、施策としてやるのはやはりプラスの付加の方で、視点の場を整備する方が遥かに良いところですねとなるので、その辺のバランスは、実際にそのマンパワーもお金も限られている中で、どちらが今後の仙台市にとっていいのかどうかというあたりの議論とセットなのではないかと思っております。

#### ○並木委員

さきほど会長にいろんな写真を見せていただいたら、自分が知っている良いなと思っている通りが浮かんできました。

「ここじゃあないよな、ベンチの位置」と思って日々歩いています。ここにベンチがあったらいいのと思うことがいくつか浮かび、そういう意見を言いたくなりました。この制度に応募するといっても、私はあそこのベンチを良いとは思ってなくて、ここにベンチあるのがいいという提案がしたくなります。

#### ○堀会長

それでいいのではないかと思っています。

だから、今後の整備の課題を見つけるくらいの気持ちで十分だと思います。仙台市はもちろん良いところですが、パーフェクトじゃないわけですから。

より良くしていこうと思っているわけだから、ここ少しまずいのではないかとこのころがあぶり出されたら、整備の目標が明確になればいいのではないかと思っています。

○恒松副会長

それは私も同意見で、既存の場所を選ぶのではなくて、ここからの眺めがいいのですが、この眺める場所を何とかしませんかということです。

○堀会長

お金がかいかにもかかり過ぎそうだなということは、置いておかないといけません。その辺のバランスですね。

○恒松副会長

すぐ整備できるものと先の目標というように、選定の項目がいくつかできるかもしれません。

委員の皆様から意見が出きったかは分かりませんが、大分宿題をいただいたと思います。

事務局は、本日の課題や意見を踏まえて進めていただければと思います。

皆さんそれでよろしいでしょうか。また次回報告していただくことにさせていただきます。

それでは議事の一つ目の「良好な景観の保全・創造について」は終了し次の報告事項に移りたいと思いますが、堀会長がいらっしゃいましたので、会長に進行を交代したいと思います。よろしくをお願いします。

#### <報告事項>

##### ・屋外広告物ガイドラインにかかる部会検討状況について

○堀会長

では、報告事項の1点目、屋外広告物ガイドラインにかかる部会検討状況についてでございます。それでは屋外広告物部会より説明をお願いしたいと思います。

○恒松副会長

部会長の恒松です。昨年2回の部会を開催しております。

ガイドライン作成の方向性について検討を進めてきたところです。詳細については、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（都市景観課 柳谷主任）

—資料2により説明—

○恒松副会長

ありがとうございます。補足ですが、前回は佐々木委員から広告物掲出までの流れ等、広告物に関わっていないと分からないようなお話をレクチャーいただいて、どこでチェックできるか、どこが主体でやっているのかというのを勉強させていただきました。

それと、本学の研究での協力について、来週仙台市から学生に具体的にどのような方針でやるかという話をさせていただきますので、これから先、何かしらの資料になればいいと思っております。

以上、屋外広告部会からの報告でした。

#### ○堀会長

ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見をいただければと思います。では、まず私から意見させていただきます。

広告物表彰制度を設け、賞を出すということですが、賞は目的ではなく手段ですから、インセンティブとなるような賞とは一体どういうものなのか考えていただきたい。賞を出せばそれがインセンティブになりますという考えは、やめていただきたい。

賞の他にも、仙台のまちをより良くするような広告物のインセンティブや誘導の仕方があるのではないかと考えています。賞だけやっていたらインセンティブになり、どんどん仙台市の広告物は良くなりますよって、そんな甘い話ではないと思います。

表彰だけにしないで、いろいろ考えていただきたいと思います。

#### ○事務局（柳谷主任）

表彰制度を設置して、それだけで効果的であるということは、やはり思っていないので、いただいたご意見を踏まえまして、あり方、インセンティブ、他にもないかどうかも含めまして、部会でも引き続き検討させていただければと思っております。

#### ○恒松副会長

私もそれがゴールだとは当然思っていないので、とりあえずいろいろ考える上での第一歩で、他の事例も参考にしながら勉強していくことになると思いますし、いきなり新しく作ったから、権威ある何かになるかということも考えにくいので、今後の取り組みの一つだと考えております。

#### ○堀会長

広告物を出す側からしたら、賞をもらうよりこの広告物だったら儲かりますよというのを示してもらうのが一番嬉しいと思うのですよ。やはり儲かるために掲出しているわけだから、表彰状一枚よりも、こういうふうにして、こうやって広告物を作ったら、絶対儲かるという提案。それが理想ですね。

#### ○恒松部会長

それができたら全ての広告業界がそれやっているとと思うので難しいところではあるのですが、まず、広告主側は一生懸命出しているが、それがマイナスに働いているかも分からずに出している広告もたくさんあったりするので、その辺りの整理として、皆さんが受け入れてくれる広告ってこういうものですよというのがもし提案できるのであれば、一つの目標のあり方になるかと思っています。それができるかはこれから皆さんとご相談しながら示していければいいなと思っております。

○堀会長

色々な自治体で、ガイドラインが作られていますが、やはり色を抑えましょうなどといったのがすごく多くてロジカルに詰めてないのですね。

色を抑えれば儲かるのであればそれは結構だが、全然違いますよね。だから、割と広告物については論理的に詰めてないのですよね。

そこをぜひ、仙台市に頑張ってもらいたいと思います。私ももちろん協力いたします。

他にいかがでしょうか。それでは、本日皆様からいただいたご意見を踏まえながら引き続き検討を進めていっていただければと思います。

### <報告事項>

#### ・ 仙台市役所本庁舎整備事業にかかる公共的空間協議について

○堀会長

次に報告事項の2点目です。仙台市役所本庁舎整備事業に係る公共的空間協議についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（都市景観課 板垣主査）

—資料3-1、3-2、3-3により説明—

○堀会長

それでは、ご質問ご意見等お願いいたします。

○恒松副会長

まず1点目は、滞留空間②ですが、歩道から見たときに、建物側にベンチ等があるので、商業施設側のオープンカフェでくつろぐことになっています。商業施設に面するものも公共的空間条件の中ではよいと思うのですが、「人通りのところから視認性があること」や、「楽しんでいる様子が一目で分かること」等が公共的空間ガイドラインに書いてありますが、この植栽はこの密度感で入る予定なのか、ということが気になっています。要は、街路から見えないのではないかと直感的に思います。その辺りのシミュレーションをしていて、十分見えますということであればいいのですが、もう少し木を間引いて座るところがあってもいいと思ったのが、滞留空間②です。

次に滞留空間③ですが、これは公共的空間を推進する審議会で言っているか分からないのですが、この置き方が必要なかと思うものがあります。

私が仙台市役所本庁舎建替基本計画検討委員会で基本計画に関わっていたこともあっての意見なのですが、このピロティゾーンの利活用はすごくいろんな市民や関わっていた人たちの期待感が大きかった気がするのですが、ベンチや植栽を置くことで、使い勝手を悪くするのではないかと考えています。それであれば無理に公共的空間にしない方がいいのではないかと考えています。公共的空間にしたことでこの場所が使いにくくなる

ことは良くないと思います。市役所本庁舎庁舎だからといって多くの公共的空間をつくるのではなく、適切な配置があつていいのではないかと思います。

揚げ足を取るような感じになってしまいますが、可動式プランターを設置とありますが、正方形のマスが可動式プランターだとすると、人の手でひょいと動かせるボリューム感ではないと感覚的に思いますし、イベント時に重機を使って動かすとなったら、それこそ無駄なのではないかなと思います。また、広場②の幅が13メートルですよ。広そうに見えて広くない。このパースで見ると広いですが、かなり広角が入っていると思います。そうするとこれだけの空間にならないのではないと思って、ここは何か別の使い方を優先させた方がいいのではというのを、滞留空間③では感じました。

あと滞留空間④のところは、これ北側ですよ。ここに公共的空間をつくるのは有りだと思うのですが、パースがこんなに爽やかな感じになるのかなという感覚があります。十分皆さんが使えるような場所として考えた方がいいかもしれません。北側に緑地帯の散策路は、日陰なのに良いのかと感じます。僕の個人の感覚として無理に緑被率を上げて、公共的空間を押し込めるような感じの計画に見える部分があるので、整理をしてすっきりさせるほうがいいと思いました。

#### ○事務局（門脇参事兼都市景観課長）

公共的空間についてでございますが、公共的空間の中には、場所によっては歩道状の空間とすることもあり得ます。滞留的な空間ということもありえます。それで、まちなかについては滞留空間を必ず設けてください。ただその滞留空間を設ける場合のベンチの置き方ですとか、そういったものについてこのガイドラインを参考にしてくださいねという形になっています。

今回、公共的空間の中でも、どこを広場的に使うべきなのか、それとも滞留空間、くつろぐ空間とすべきなのかも含めて、ご議論いただければと考えてございます。

その他のご質問につきましては、本庁舎整備室からご説明いたします。

#### ○事務局（本庁舎整備室 藤田室長）

まず全体を通して、外構設計は初期の段階というのもありまして、これから詳細は詰めていくところがありますので、それをご容赦いただきたいと思っております。

滞留空間②に関して、植栽の密度がこんなにあるのかという話ですが、私どもでイメージとして捉えておりますのが、6ページの右側のパース②、パース③という形でお示しさせていただいており、華やかでにぎやかにしていきたいなと思っております。密度に関してはこれから詳細を詰めていきたいなと思っております。

2点目、7ページ目のところの滞留空間③に関してですが、屋根付き広場ということで、結構市民から雨が降った時にもイベントができるところがほしいという意見があり、私どもとしてもこれを売りとして考えているというところでございます。

植栽やベンチにつきまして今想定しているのが可動式でありまして、イベントの際には重機というよりは、ある程度人で動かせるようにと考えておるのですが、詳細についてはまだこれからというところでございます。

広さにつきましても、こちらの図面上は小さめには見えますが、実際は結構大きく幅が

ありまして、類似の事例ですと仙台駅の東西自由通路の幅と同じくらい、もしくはそれ以上の幅があるというところになりますので、いろいろこういうフレキシブルにイベント等で活用できるのではないかと考えておりますが、詳細につきましては、これから設計を進めて参りたいと考えているところでございます。

3点目は、8ページ目の滞留空間④のところかと思えます。こちらは緑をかなり盛ってしまっていて、北側に散策できるようにと考えているところでございました。一部我々としても、緑がまとまりすぎているのではないかと思わなくはないのですが、必要な緑地の面積という規定もあるものですから、バランスをとりながら考えているところでございます。詳細はこれから詰めていきたいと思えます。

#### ○佐々木委員

以前本庁舎整備室とこの庁舎の件で打合せをした際に、三越側から見た庁舎の一直線のライン上に勾当台公園のステージがあるので、そのステージがすごく邪魔だという話をしました。

ステージがありイベントがあると、三越側からでは迂回して公園に入っていかなければならないので、一直線で行けません。そのため、ステージの位置も考慮して、公園の中を一直線に庁舎に行けるような整備をしていただけたらと思っております。

#### ○事務局（藤田室長）

ステージの位置に関しては、様々なところから課題があるのでは、という声を聞いているところでございました。

この市民広場を含む勾当台公園再整備に関しては、建設局の公園担当部署が設計を進めているところです。本庁舎整備事業と関連性が高い、つなぎ横丁や表小路の道路整備担当部署と、勾当台公園再整備担当部署を交えて、関係課長会議などで協議をしまして、情報を共有して考えているというところでございます。現在、建設局ではステージの配置を少し見直すなどを考えているところでございました。

ただステージ引込めることも考えてはいるのですが、その脇に事務局的なテントを置いてしまうと、軸線をふさいでしまい、元も子もないという話も受けておまして、その運用のあり方などにつきましても、関係部局と調整して進めて参りたいと考えております。

#### ○高山委員

5ページの滞留空間①なのですが、固定式のベンチを木の下に置いていくと、市庁舎の広場①の空間を一体で活用する場合に、障害になるのではないかという感じがしました。もし可能ならば、ここは固定式ベンチではなくて、可動式のベンチの方がより有効に広場の全体を活用できるのではないかと思います。

あとは、6ページの滞留空間②ですが、先ほどのご意見と同じなのですが、外から中の賑わいや、楽しそうな様子が見てとれるのか、というのが気になっていましたので、これから検討ということでしたが、もう少し緑の部分を減らして、もう少しベンチ等が置いてあると良いと感じました。

また、真ん中に通路があつて、植栽を置かれていますが、堀先生がおっしゃっている活

性化させる三種の神器「挨拶の装置」で植物、「迎客の装置」で暖簾やベンチ、木の入口、照明、「集客の装置」で看板・メニュー、がありますが、やはりここでテナントさんが人を呼び込みたいというのであれば、看板メニューなんかを設置するスペースが必要になってくると思うので、看板等を置けるようにして、中にお客様を誘導できるような、装置のための仕掛けがあってもいいというところで、緑の割合との関係もあるでしょうが、ご検討いただければなという感じがいたします。

あと、7ページの滞留空間③については、これからの検討だと思いますが、可動式ではあるのですが、このような配置ですと、やはりつまらないというか座る気にならないのではないかと、工夫が必要だと思います。

#### ○事務局（藤田室長）

まず初めに5ページの滞留空間①のところだったのですが、我々としましても広場①と市道表小路線と勾当台公園市民広場の一体的な利活用を考えておりまして、ベンチの固定も大事ではないかというふうに考えているところでございます。現時点で想定しておりますのが、表小路線と書いているところの上にありますベンチ二つでございますが、こちらについては今のところ、固定式では考えてはいたのですが、ご意見踏まえ考えてみたいと思います。

次のページの6ページ目の滞留空間②に関しては、やはりもう少し楽しめそうなところに行けるような感じで、考えていきたいと思います。

#### ○菅原委員

よく市民広場のステージに座ってご飯を食べたり、ベンチでご飯を食べているということが結構ありますね。空間を作ったときに、やはりそういうふうに、ここでご飯が食べられるというのが一番いいかと思います。

今市役所の周りでご飯を食べている人は誰もいないので、憩いの場をつくるのであれば、そこに行って座って、本当に憩える感じになると、とてもいいものになると思います。そういう視点が一番大事だと思うのですね。この辺りはオフィス街で結構そういう方が多いので、弁当を持ってきて、新庁舎でも食べることができるという設えが大事だと思うので、ぜひご検討いただきたい。

#### ○事務局（藤田室長）

昨年度秋に指導表小路線を車両通行止めにして社会実験したときも、市民の皆様からアンケートをとっておりまして、やはりベンチがあるといいという声を数多くいただいておりますので、我々としても真摯に受け止めて考えていきたいなと思っております。

我々としても低層部はすごく売りたいなと思っておりますので、市民に楽しく利用していただけるように考えていきたいと思います。

#### ○小林委員

4ページの全体の配置図を見ながらお話させてもらえたらと思うのですが。

まず、私たちが公共的空間ガイドラインの策定過程で議論してきた、敷地から外に対し



て開くというのが、今ここでは全然見られません。先ほどから滞留空間②の緑が少し深すぎるとかという話もありますが、その敷地から外に対し開いているイメージのことを私たちは一生懸命議論してきたので、それを意識してやっていただければ、このぽつぽつぽつと点在している滞留空間が、敷地側に沿って連続する形になってくるのかなというのがあり、バス停等もあるのでその辺りの処理もこれから必要かと思います。

私たちが積み重ねてきたことがここには全然反映されてないと思っていますので、そのあたりも見えていただいて、公共的空間ガイドラインを議論してきた審議会としては仙台市役所で公共的空間として形になり、それをモデルとして見て市民がブラッシュアップし、公共的空間がまちに増えることで景観が整ってくるというストーリーにしていきたいと思うので、そういうことを念頭に入れていただきながら進めていただければなと思っていますのが一つです。

今日もビューポイントの話があり、滞留空間①から市民広場を見るという話もありましたが、そういった感じで見ると見られるという関係も、この後検討していただいて、ベンチの位置や角度、場所、を検討していただきたい。緑も当然なのですが、結構、敷地に引き込む緑のやり方もあるかと思うので、ぜひいろいろ今後一生懸命検討していただければいいかと思います。よろしくお願いします。

#### ○事務局（藤田室長）

ご意見ありがとうございます。いただいたご意見をもとに、これから協議を、本格的に進めて参りたいと思います。設計受託者にも伝え、都市景観課とも密に協議させていただきたいと思います。

#### ○堀会長

他にいかがでしょうか。それでは私から意見させてください。

まず写真を今バタバタと選びましたので、それをまず見ていただきたいと思います。

今の高山委員、菅原委員、小林委員が共通して何をおっしゃっていたかという、市民目線で、市民の側から使いやすいかとか、格好よく見えるかとか、楽しいかとか、そういう感覚が重要なのではないのかと、おっしゃっていたのですよね。私も同意見なのですが、今日提示された資料がそういう感覚ではなくて、物をつくるという感覚で描かれているのですね。

建築家がやると、どうしてもそうになってしまうのですよ。でも、そうではなくて市民が楽しめるとか、市民が憩えるとか、そういう感覚で、やり直さないといけないのではないかという気がします。

それは設計の進め方なのだと思います。建築家だけでは外構は絶対無理ですよ。やはり景観デザインの専門家を入れないと、この領域は建築家では絶対できない領域です。それで少しだけ、写真を見ていただいて解説しようかと思います。

楽しそうじゃないですか。デッキがあって、そこでお茶飲んだりして、談笑したり。こういうのを市民は求めていると思うのですよ。だからそういうのをどういうふうにつくっていくかとかを考えることなのではないのかと思うのですよね。

これは大事な写真で、ウィーン市役所、仙台市のライバルです。ウィーン市役所の前庭

なのです。まさに今仙台市がやろうとしているところはね、ウィーンではこんなふう  
にやっているのです。市民が憩えるっていう場所になっているので、これを見ていただい  
て分かるように、ベンチがたくさんありますね。そうすると、どうぞゆっくりくつろいで  
くださいというメッセージになるのです。市役所が市民に向かって楽しんで行ってというメ  
ッセージが、ベンチを置くということなのです。それを非常に機械的に配置してしまう  
と、市民を楽しませるよりも、かっこいいデザインを優先するのだとか、そういうメッセ  
ージがどうしても出てしまうので、ここが踏ん張りどころというか、まだ時間があります  
ので、準備室の方はすごくやる気があるということがよく分かったのだが、設計のやり方  
から少し考えないと、設計事務所が果たしてそれだけのモチベーション持っているのかと  
いうのは、この図面を見ると疑わしいです。

これはウィーン市役所の前庭です。市民の皆さん楽しんでくださいというメッセージが  
ガンガン出ていますね。これもウィーン市役所の前庭なのです。

私は仙台市がこれからは国際都市であることを自覚すべきだと、世界で仙台市すごいよ  
ねと言われないと駄目なのではないのということを、ずっと言っています。ライバル達は市  
民をどうやって楽しませるかということを、真剣に考えています。仙台市ももうそういう  
時代じゃないですか？と思いますので、設計の進め方から少し議論をした方がいいと思  
います。このまま進めて、熟度を上げていっても私はあまり上手くいかないような危惧があ  
ります。杞憂で終わればそれでいいのですが、出来上がったら戻りませんので杞憂でよか  
ったぐらいがちょうどいいのではないですかね。

今日の植栽の提案と大分違いますね。いろんな植栽のやり方があるのですよ。今日の設  
計事務所のご提案がね、ベストの植栽の提案なのか、それは少し考えてみる必要があると  
思います。いろんな植栽の方法ありますから、もう少し議論をした方がいいような気がし  
ます。

今日見せていただいたベンチが非常に、でき合いのというか、普通にお行儀よく腰かけ  
るタイプばかりだったのですが、市民の皆さんはリラックスして座ったり等、いろんな座  
り方を期待しているのではないのでしょうか。

CAD でコピー&ペーストで並べるのが楽なのは分かるのだが、もう少し人間の側に寄り  
添って、利用者の側に寄り添って、いろんなアイデアを出したほうがいいのではないのか  
なという気が、今のお話を伺っていて思いました。

これは私の設計ですが、先ほども記念写真という話がありましたが、やはりかっこいい  
建物ができたらその前で記念写真撮りたいと、絶対思うはずなのですよ。

そしたら、ここで記念写真撮ってくださいという場所をあらかじめ準備しておく。記念  
写真を撮りたいと思うようにつくるから記念写真撮るのです。大事なことは、いろんな  
ことを考えておくということです。考えないことは実現できないのですよ。

だからいろんな利用者がいて、いろんなシーン、いろんなシチュエーション、いろんな  
利用状況を考えて、それを全部ちゃんと盛り込んで、それを一つの形に収めていくとい  
うことを、ちゃんとやってもらいたいと思うのです。

今日の図面を見ていて、熟度が上がっていないことは置いておいたとしても大分緻密さ  
に欠けているという印象です。

これは実は私の設計なのですが、これ、たかだか10メートルぐらいのところにもものす

ごく凝っていろいろ入れているのが分かります。

今日の提案は、実際に1分の1にしたときに、スカスカな空間になりますよ。もっと密度を上げることが早い段階からしないと。これは最初からやらないと、途中で熟度上げることはできませんよ。熟度をもっと上げて緻密な空間設計やってもらいたいと思います。この写真は道の駅ですが、何枚か続きます。

右から見たりしますが、すごく緻密に作っているというところだけ見てもらいたいです。

これは今の位置から横に少し動いた場面ですね。緻密だと思いませんか。

そのすぐ横のところにこうやって休むところがありました。

縦方向から見るとさっき最初に見てもらった空間が狭い。これ、今日の図面ではすごく小さいところなのですが、いろいろ作りこんでいるところを見てもらいたいですね。

やはり行った時にすごく丁寧に作られて楽しいなというふうに市民が思われなかったら駄目だと思うのですよ。

市役所の人たちは建物の中に関心があるかもしれないが、圧倒的多数の市民は中よりも外に関心があります。だから外構を建物に負けないくらい緻密に丁寧に、十分検討してもらいたいです。

これは舗装のデザインですが、こういうのは熟度が上がってきたらやりますと言ってできるものではありません。早い段階からこういうことを考えてないと、絶対できないです。

これも私の設計ですが、緻密にやらないといけない。スカスカな空間になってしまうと今日の話聞いて思いました。

これも私の設計です。道路なのですが、観光協会の前でイベントやるというものでイベントのところだけ面的なデザインを入れました。

それでもう一つ、これ設計図1分の1なのです。私は1分の1で設計図つくるのですよ。もちろん今回は全部1分の1で作れといったら大変なことになりますが、そのぐらいのつもりで緻密にやってもらいたいです。

最終図面が100分の1なんてやはり駄目なのですね。やはり市民が使うところですから、丁寧にやっていただきたいなと思います。

余計なこと言ってしまったかもしれませんが、お答えは結構です。頑張ってくださいという応援演説です。

#### ○不破委員

これは市役所の方に質問なのですが、今の仙台市役所前の広場のことは、どれぐらい意見を言うチャンスがあるのでしょうか。

私はそんなに意見を言うチャンスは我々にはないのではないかと感じていました。普段のこの審議会の中だと、意見を言っても我々にはそんなこと意見する立場ではないとか、もしくはここで言っても始まらない等というように、大体意見が潰されるのであまり意見が言いづらいのですがどうなのでしょう。

今の堀会長のお話のように、結構いろいろとこれやってあれやってよと言っていいのであれば、そういう言っていい場を作っていただきたいような気がします。

今日の場合だと事例についても、もちろん堀会長が一番経験があるので、いろんな事例をお持ちでしょうが、他にも専門家の先生方、建築家の先生方もいらっしゃいますし、事例

を示して見せてくれと言われれば準備もできます。どれぐらい意見を言って良いのか分からなくて、私達は意見言う立場にあるのでしょうか。それと、今後の進め方を教えてください。

○事務局（門脇参事兼都市景観課長）

本日ご説明した内容は、本庁舎の高さ制限の緩和に伴います公共的空間のあり方についてでございます。この公共的空間につきましては、例えば景観審議会の中で承諾がないと進められないといったものではありません。

ただ、これをあえて今日審議会の皆さまにお諮りしたのは、先ほどから本庁舎整備室からご説明しているとおり、我々や担当の営繕課も含めて、よりよいものにしていきたいという気持ちで、今回お時間を取っていただいて、ご議論をいただいているところでございます。

ご意見の中で、例えば物理的にもしくはコスト的にできないことはあるかもしれませんが、できるだけ多くのご意見をいただいてそれを取り入れることで、少しでもよいものになればと、このように考えてございますので、忌憚のないご意見をいただければと考えてございます。

○不破委員

ありがとうございます。今は意見を言う場なのですかね。

○堀会長

私はそうだと思っていました。

○不破委員

分かりました。ありがとうございます。

○堀会長

はい、では他にないようであれば、これで終了したいと思います。

それでは本日皆さんからいただいたご意見等を踏まえながら引き続き検討を進めていただければと思います。

本日の議事はこれにて終了いたしますので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

○事務局（門脇参事兼都市景観課長）

ご意見ありがとうございました。少しだけ補足させてください。

昨年6月に改定しました景観計画でございますが、高さの緩和条件を変更いたしまして、もともとあった敷地面積が1,000㎡以上ですとか、緑化率15%以上の二つの要件はそのままです。ただ、建蔽率の上乗せの代わりに公共的空間を200㎡以上設けることとしてございます。

この公共的空間につきましては、先ほどからいろいろとご意見をいただいておりますが、本来企画構想段階においてその公共的空間に求められる機能ですとか、建築物の位置関係

を整理した上で、設計段階では、歩行者からどう見えるかとか、どう感じるかといった観点から、ベンチの配置ですとか、寸法といった内容、そういったもの確認することになります。

ただ、本庁舎につきましては、我々が景観計画を改定した時点ですでに相当設計が進んできたこともございますので、企画構想段階で行う作業と、設計段階で行うべき作業が同時並行で進んでいるということをご理解いただければと思います。

そのため、本日は主に企画構想段階で、整理すべき事項を中心に説明しました。

本庁舎の高さの緩和につきましては面積などの形式的な要件は基本的に満たしてございますので、今後詳細な図面での協議が進めば、高さ緩和そのものを、これは認めることになろうかと思えます。

しかしながら、委員の皆様からいただいたご意見のとおり、現時点では敷地の外に開いた空間を作って、その空間を人の見え方感じ方を重視して、結果として良好な景観を創出するといった観点からは、相当見直しが必要なものと認識しておりますし、設計のやり方についても、いろいろ考えなければいけないと思ったところです。

繰り返しになりますが、先ほどから本庁舎整備室より説明しているとおり、我々も良いものを作りたいという気持ちがございますことから、今後急ピッチで作業を進めまして、できれば11月ごろに予定してございます次回の審議会にて、また改めてご意見いただければと考えてございます。

その際はよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

### 3. 閉 会